

条例第 19 号

宇和島市総合交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 25 日

宇和島市長

岡原文彰

宇和島市総合交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

宇和島市総合交流拠点施設の設置及び管理に関する条例（平成17年条例第169号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表（第8条関係）		別表（第8条関係）	
区分	利用料金	区分	利用料金
特産品等販売コーナー	売上額の40%以内	特産品等販売施設	売上額の40%以内
農産物直売コーナー	売上額の13%以内		
テイクアウトコーナー	売上額の10%以内		
厨房	売上額の5%以内		
研修室	1時間につき 300円	研修室	1時間につき 300円
広場、駐車場等の屋外スペース	売上額の20%以内		
備考 利用時間に1時間未満の端数があるときは、当該端数を1時間として計算する。		備考 利用時間に1時間未満の端数があるときは、当該端数を1時間として計算する。	

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- この条例による改正後の宇和島市総合交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。